

津地区

合併協議会だより 第12号

平成16年3月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



全国に認められた美しい景観（美里村桂畑）

ぶらり新市めぐり



美里

美里村は津市の西方に位置し、村の西南を長野川、北東を穴倉川がそれぞれ貫流しています。

集落と耕地は、こうした河川地域の階段状の地形と山麓の傾斜地を利用して開かれています。

桂畑地区では、地域住民が協力して、サツキやレンゲなどの景観作物の作付けを行っており、その美しい景観は、平成14年度の美しい日本のむら景観コンテスト集落部門で農林水産大臣賞を受賞しました。

地域住民だけではなく、新市の住民にとってもかけがえのない美しい村の景観と、それを守り育てる人々の活動をこれからも大切にしていきたいものです。

目次

1 ぶらり新市めぐり 美里

2 第17回津地区合併協議会での議事

3 第17回津地区合併協議会での議事
第18回津地区合併協議会での議事

4 第18回津地区合併協議会での議事

5 構成市町村の行財政の概要
津地区合併協議会ホームページ

6 お便りのご紹介
お便りの主要内容と件数

7 合併協定項目
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き
協議会の開催予定
構成市町村の人口

第17回津地区合併協議会での議事

1月16日、津市役所大会議室で第17回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、下水道部会と上水道部会の7分科会の事務事業調整方針の報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、各種事務事業の取扱いの中で継続協議となっていた生涯学習関係と農林水産関係、商工・観光関係の一部を協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①下水道部会下水道事業分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②下水道部会排水分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③下水道部会排水施設分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④上水道部会水道総務分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤上水道部会水道営業分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥上水道部会水道工務分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認
⑦上水道部会浄水管理分科会の事務事業調整方針について	⑦原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①各種事務事業の取扱いについて（生涯学習関係その3）※継続協議項目	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて（農林水産関係その2）	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて（商工・観光関係その2）	③原案確認



合併に向けて進められる協議

協定項目 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係その3）

【図書館運営方法】

第13回の協議会で継続協議になった図書館の利用資格、開館時間、休館日など運営方法は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。



利用しやすい図書館を目指して

新市の図書館運営方法

貸出点数	1人10点以内 (ただし、視聴覚資料は現行のとおり)
貸出期間	15日間
開館時間	現行のとおり
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日（県立図書館が月曜日休館のため） ・祝・休日（ただし、安濃町と芸濃町は、合併時は現行のとおりで調整） ・館内整理日（最終木曜日） ・年末年始（12月28日～1月4日） ・特別整理期間（年1回14日以内）

図書館や図書室の利用資格は、合併後数年程度で統一する方向で調整します。

開館時間は、これまでの利用特性の面から現行どおりとします。

休館日は、情報、図書館間の物流、職員体制管理上の面から統一する方向で調整します。

協定項目 各種事務事業の取扱い（農林水産関係その2）

【間伐関係事業】

4町村で実施されている国の補助事業の流域公益保全林整備事業と流域循環資源林整備事業は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

また、4町村で実施されている県単独補助事業の県単造林事業や間伐

促進事業も、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

ただし、受益者負担率は、県の認定する査定係数によって変動がありますが、美杉村以外は白山町の例により調整します。

【造林事業】

一志町と美杉村で実施している広葉樹植栽に対する助成は、美杉村の例により調整することが確認されました。

森林が持つ多様な公益的機能の重

要性から、新市でも広葉樹植栽に対する支援を行います。



各種事務事業の取扱い (商工・観光関係その2)

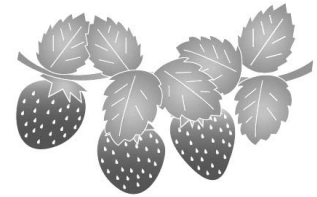
【観光協会補助】

観光協会への補助は、新市に移行後、1年以内程度で速やかに調整することが確認されました。

新市移行時は、現在7市町村にある観光協会などが実施している事業などの中で、地元主導で行っている

ものは、現行の補助金額を上限に引き続き支援を行います。

また、市町村にある観光協会の組織の一元化を促進し、統合後の事務局は、民間が担う方向で調整します。



第18回津地区合併協議会での議事

2月4日、津市役所大会議室で第18回津地区合併協議会が開催されました。

報告事項では、財産管理部会と環境部会、福祉保健部会の8分科会の事務事業調整方針の報告があり、すべて承認されました。

協議事項では、各種事務事業の取扱いの中で、下水道事業と上水道事業の一部を協議した結果、両案件は継続して協議することになりました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①財産管理部会土地開発公社分科会の事務事業調整方針について	①原案承認
②環境部会し尿等処理分科会の事務事業調整方針について	②原案承認
③福祉保健部会介護保険分科会の事務事業調整方針について	③原案承認
④福祉保健部会生活保護分科会の事務事業調整方針について	④原案承認
⑤福祉保健部会国民健康保険分科会の事務事業調整方針について	⑤原案承認
⑥福祉保健部会医療給付分科会の事務事業調整方針について	⑥原案承認

協議会を熱心に聞き入る傍聴者



議 題	結 果
⑦福祉保健部会国民年金分科会の事務事業調整方針について	⑦原案承認
⑧福祉保健部会保健分科会の事務事業調整方針について	⑧原案承認

◆協議事項◆

議 題	結 果
①各種事務事業の取扱いについて（下水道事業その1）	①継続協議
②各種事務事業の取扱いについて（上水道事業その1）	②継続協議



各種事務事業の取扱い (下水道事業その1)

各種事務事業の取扱い（下水道事業その1）は、継続協議になりました。提案内容は次のとおりです。

【流域下水道維持管理負担金と流域下水道建設負担金関係】

流域下水道に係る維持管理負担金

と建設負担金は、新市移行までに主体となって整備を行っている県と協議し、新たに調整することが提案されています。

構成市町村には、中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区がありますが、関係市町村は、建設に係る経費の一部や維持管理経費を負担しています。



雲出川左岸浄化センター

【下水道事業計画（全体計画）】

下水道事業計画は、公共用水域の水質汚濁の防止により生活環境の向上を図るため、それぞれの市町村で定められています。新市で見直しを行い、計画の一元化を図ることから、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが提案されています。



【下水道事業受益者負担金の賦課】

下水道事業受益者負担金の賦課は、市町村によって賦課状況や算定方式などに差があることから、算定方式は久居市の例（ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で、合併後賦課を行う場合は従前の例による）により一元化し、賦課方法は面積割、算定対象事業費は末端管渠整備費（単独事業費）、負担率は5分の1とし、合併と同時に調整することが提案されています。

下水道受益者負担金の算定方式（久居市の例）

賦課方法	面積割
算定方法	末端管渠整備費（単独事業費）× 5分の1 ÷ 負担区面積

※上記算定方式による現行の久居市の受益者負担金額は、1㎡当たり337円ですが、新市の受益者負担金額は新たに算定されることになります。

【下水道事業受益者負担金の徴収】

下水道事業受益者負担金の徴収は、徴収している市町村で負担金の納入期間などに差があることから、合併と同時に津市の例により一元化し、

合併後賦課を行う場合から適用することが提案されています。



各種事務事業の取扱い（上水道事業その1）

各種事務事業の取扱い（上水道事業その1）は、継続協議になりました。提案内容は次のとおりです。

【水道の使用開始、中止】

転入や転出、転居などに伴う水道メーターの開閉栓業務は、合併と同時に津市の例により調整し、開栓手数料は、1件当たり900円とすることが提案されています。

【給水装置工事の申込手数料】

給水装置工事の申込手数料は、合併と同時に津市の例により調整し、水道の配水管から分岐する家庭などへの給水工事に対する設計審査手数料、工事が完成した時の工事検査手数料、工事を施行する指定業者の指定手数料は、それぞれ1件当たり900円、2,300円、1万4,000円とすることが提案されています。



【給水装置工事の新規給水加入金】

給水装置工事の新規給水加入金は、合併と同時に津市の例により調整し、給水工事の新設と増経工事を行う場合、口径別に新規給水加入金を徴収することが提案されています。

給水装置工事の新規給水加入金（津市の例）

（税抜き）

口径 (mm)	単価 (円)
13	56,000
20	136,000
25	212,000
30	306,000
40	545,000
50	850,000

また、久居市の特別加入金と風早団地新規給水分担金は、廃止の方向で調整することも併せて提案されています。

【開発行為に伴う指導要綱、基準（水道関係）】

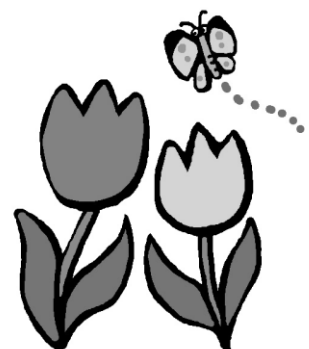
宅地などの開発行為に伴う負担金徴収額などを定めた指導要綱、基準は、合併と同時に新たに制度を制定し、上水道の設計審査手数料と工事検査手数料、工事後の洗管料、汚濁防止用洗管料は、津市の例により調整すること。

施設拡充費は合併と同時に廃止すること。

簡易水道の榊原簡易水道水源施設等工事負担金などは、上水道と同様の取り扱いとすることが提案されています。

新市における開発負担金の提案内容

項目	内容
設計審査・検査手数料	1区画 2,300円
汚濁防止用洗管料	1区画 (35㎡×370円/㎡)
工事用洗管料	洗管用水量等×370円/㎡
施設拡充費	廃止



構成市町村の行財政の概要

構成市町村の行財政の概要をまとめました。

	人口 (人)	決算 歳入額 (千円)	決算 歳出額 (千円)	市町村 税 額 (千円)	地方交付 税 額 (千円)	地 方 債 残 高 (千円)	普通会計 経常経費 (千円)	1 人 当たりの 経常経費 (円)	財政力 指 数	平成15年度 一般会計 当初予算額 (千円)	議 会 議 員 定 数 (人)	職 員 数 (人)
津 市	163,246	53,328,837	51,578,291	25,701,713	1,786,446	48,166,607 (112,108,338)	33,790,457	206,991	0.930	45,068,939	32	1,645
久 居 市	41,063	12,918,091	12,349,806	4,549,221	3,050,667	13,504,575 (26,157,676)	9,058,110	220,591	0.641	12,815,650	20	373
河 芸 町	17,351	5,318,770	5,071,383	1,708,774	1,391,459	6,412,510 (8,955,952)	3,267,974	188,345	0.555	5,117,000	18	160
芸 濃 町	8,900	4,003,104	3,617,471	1,009,185	1,491,422	4,827,466 (8,204,904)	2,547,919	286,283	0.434	5,297,315	14	114
美 里 村	4,249	2,762,458	2,549,370	376,113	1,137,099	2,144,824 (4,712,873)	1,600,324	376,635	0.293	3,619,000	12	77
安 濃 町	11,279	4,512,968	4,399,903	1,488,768	1,441,662	5,400,390 (10,132,431)	3,064,203	271,673	0.509	4,895,000	16	127
香良洲町	5,300	3,894,374	3,771,666	480,994	1,249,163	2,867,844 (6,765,872)	1,718,692	324,282	0.280	2,407,512	12	79
一 志 町	14,580	5,841,380	5,613,000	1,384,605	1,864,397	6,762,615 (11,799,195)	3,664,583	251,343	0.454	5,795,000	14	158
白 山 町	13,395	6,025,444	5,766,162	1,218,907	2,045,322	6,252,850 (9,222,900)	3,850,649	287,469	0.441	6,204,080	16	160
美 杉 村	7,158	5,427,677	5,225,515	495,522	2,329,966	6,907,312 (8,715,103)	3,125,105	436,589	0.215	4,060,000	12	125
合 計	286,521	104,033,103	99,942,567	38,413,802	17,787,603	103,247,033 (206,775,244)	65,688,016	229,261	(0.695)	95,279,496	166	3,018

- ・人口：平成12年国勢調査
- ・決算歳入歳出額、市町村税額、地方交付税額、地方債残高：平成14年度地方財政状況調査
- ・地方債残高の()内は、一般会計、特別会計、企業会計の合計
- ・1人当たりの経常経費の合計は、普通会計経常経費の合計を人口の合計で割ったもの
- ・財政力指数：平成15年度(3年平均)、合計欄は、平成15年度単年度で計算。財政力指数とは、財政力を把握する方法として一般的に用いられており、「基準財政収入額÷基準財政需要額」の過去3年間の平均値で、数値が1に近く、1を超えるほど財源に余裕があり、1を下回るほど財源に余裕がないといえる
- ・職員数：平成15年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査に基づく

津地区合併協議会ホームページ (<http://www.tsu-gappei.jp>)

合併協議会のホームページのアクセス件数が、任意の協議会で平成14年8月にホームページを開設してから、累計で1万3,000件を超えました。

今後さらに内容の充実を図り、みなさんにご覧いただきやすいホームページ作りをして、できる限り情報提供を行ってまいりますので、ぜひご覧ください。

◇主な掲載内容◇

合併協定項目

合併するために必要な協定項目の一覧と協議の進ちょく状況です。

協議の状況

今までに開催された協議会の協議結果や協議会に提出された資料、会議録を掲載しています。

協議会だより

今までに発行された津地区合併協議会だよりをご紹介します。

ご意見箱

Eメールで頂くご意見・ご質問のコーナーです。

お便りのご紹介

協議会事務局に寄せられたお便りのご紹介です。

新市まちづくり計画

現在策定中の新市まちづくり計画の原案、修正原案を掲載しています。



みなさんにより多くの情報提供を

お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



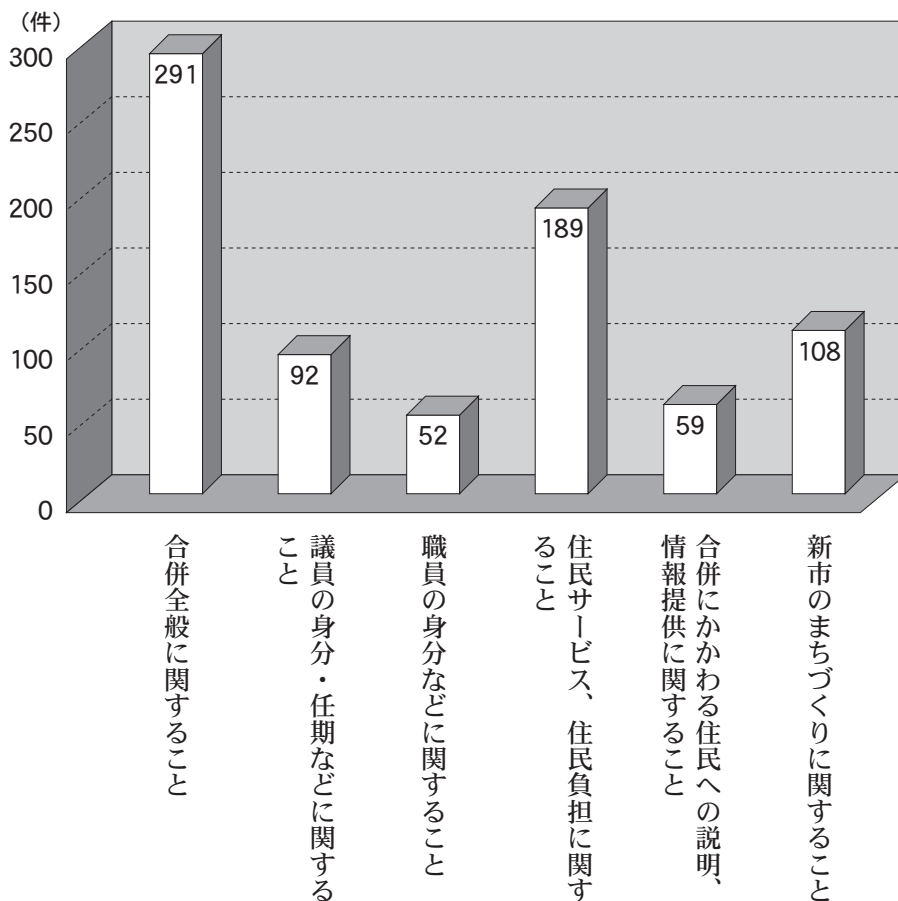
〈平成16年1月5日から1月末日到着分まで(件)〉

- ・都市計画税は均一に課税すべきである。痛みは伴うが、改めて合併の意義を考え、新生津市としての将来のまちづくりを見据えて新市をスタートさせることが大切だ。
- ・議員の定数特例や在任特例は不必要であり、新市としての議員、新市全体が考えられる議員を住民が選ぶことが大切だ。
- ・子どもや老人に対して優しいまちづくりをしてほしい。

※紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

市町村名	お便り件数	男	女	不明	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
津市	4	3	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-
久居市	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
河芸町	2	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-
芸濃町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美里村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安濃町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香良洲町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一志町	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
白山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美杉村	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
不明	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3
合計	13	7	3	3	0	1	5	2	1	1	0	3
平成15年4月分からの合計	702	424	215	63	8	64	84	113	177	143	15	98

お便りの主な内容と件数



今までに協議会事務局に 700通を超えるお便りをいただいておりますが、ご意見やご要望などの多かった主な内容と件数をまとめました。
(平成16年1月末日到着分まで)

合併協定項目

協議の進ちよく状況

(平成16年2月4日現在)

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- ★財産の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ★地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- ★一部事務組合等の取扱い
- ★使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- ★慣行の取扱い
- ◎国民健康保険事業の取扱い
- ★介護保険事業の取扱い
- ★消防団の取扱い
- ★自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
 - 男女共同参画関係
 - ★人権施策
 - ★国内・国際交流関係
 - 電算システム関係
 - ★広報広聴関係
 - ★納税関係
 - ★消防防災関係
 - 交通関係
 - ★窓口業務
 - ★保健衛生関係
 - 診療所(直営)
 - 障害者福祉事業
 - ★高齢者福祉事業
 - 児童福祉事業
 - 生活保護事業
 - ★その他の福祉関係
 - ★ごみ対策関係
 - ★環境対策関係
 - ★農林水産関係
 - ★商工・観光関係
 - ★都市計画関係
 - ★建設関係
 - ◎下水道事業
 - ◎上水道事業
 - 市立学校の通学区域
 - ★学校教育関係
 - ★文化振興関係
 - ★生涯学習関係
 - 社会福祉協議会
 - ★その他
- 新市建設計画

印の見方

- 基本方針がすべて確認された項目
- ★基本方針の一部が確認された事項
- ◎提案された項目
- 今後協議される項目

津地区合併協議会では、協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な次の項目（合併協定項目）について現在協議を進めています。協議の進ちよく状況は、合併協議会だよりの各号で住民のみなさんにお知らせしています。なお、合併協定項目は変更や追加される場合があります。

市町村合併について

ご意見・ご要望を

お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の紙面のできる限りご紹介していきます。

- 性別 男 ・ 女 ●年齢 歳
- 住所 津市 ・ 久居市 ・ 河芸町
 芸濃町 ・ 美里村 ・ 安濃町
 香良洲町 ・ 一志町 ・ 白山町
 美杉村 ・ その他（ ）

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
 はい ・ いいえ

1603

▼ご意見欄

(切り取り線)

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

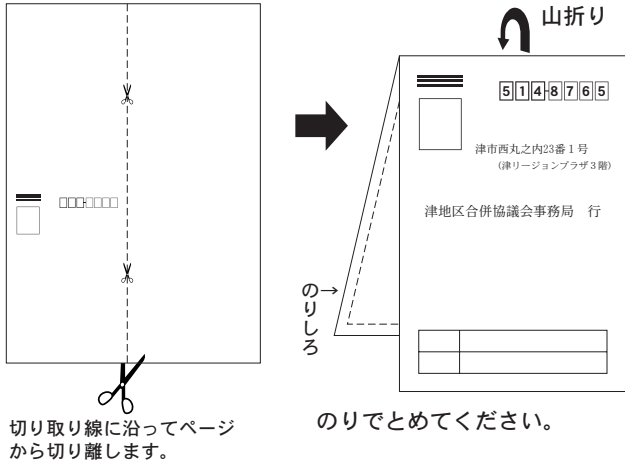
ご協力ありがとうございました。

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

(山折り)



料金受取人払
差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効
●切手不要

5 1 4 - 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 2月4日 第18回津地区合併協議会を開催
- 19日 第19回津地区合併協議会を開催
- 3月1日 合併協議会だより第12号を発行

協議会の開催予定

- 第20回津地区合併協議会
と き 3月4日(木)、午後6時～
ところ 津市役所大会議室A (8階)
- 第21回津地区合併協議会
と き 3月19日(金)、午後6時～
ところ サンデルタ香良洲 多目的ホール
- 第22回津地区合併協議会
と き 3月29日(月)、午後5時～
ところ 津市役所大会議室A (8階)

構成市町村の人口

291,409人

津市	165,227人	安濃町	11,496人
久居市	41,783人	香良洲町	5,547人
河芸町	18,295人	一志町	15,217人
芸濃町	8,778人	白山町	13,682人
美里村	4,311人	美杉村	7,073人

平成15年12月31日現在の人口(外国人含む)。ただし、津市、河芸町は、平成16年1月1日現在。

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>